

平成24年第4回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年12月7日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 3 議案第 2号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 3号 長生郡市広域市町村圏組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 4号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 平成24年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 8 議案第 7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 発議第 1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 発議第 2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大倉正幸君	2番	鈴木喜市君
3番	森川剛典君	4番	小幡安信君
5番	板倉正勝君	6番	左一郎君
7番	加藤喜男君	8番	仁茂田健一君
9番	丸島なか君	10番	松崎勲君
11番	石井正己君	12番	丸敏光君
13番	古市善輝君	14番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 藤見昌弘君 副町長 葛岡郁男君

教 育 長	片 岡 義 之 君	会 計 管 理 者	石 橋 弘 道 君
総 務 課 長	西 野 秀 樹 君	総 務 室 長	田 中 英 司 君
企 画 財 政 室 長	荒 井 清 志 君	政 策 室 長	唐 鎌 幸 雄 君
特 命 主 幹	野 口 喜 正 君	税 務 住 民 室 長	岩 崎 利 之 君
保 健 福 祉 室 長	湊 博 文 君	事 業 課 長	麻 生 由 雄 君
産 業 振 興 室 長	田 邊 功 一 君	農 業 推 進 室 長	御 園 生 明 君
地 域 整 備 室 長	松 坂 和 俊 君	ガ ス 事 業 室 長	岩 崎 彰 君
教 育 課 長	齊 藤 正 和 君	学 校 教 育 室 長	石 野 弘 君
生 涯 学 習 室 長	浅 生 博 之 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	常 泉 秀 雄	書	記 杉 崎 武 人
書	記 片 岡 勤		

○議長（松崎 勲君） 皆さん、ご苦勞さまでございます。

なお、引き続き声のほうは調子が出ません。どうかよろしく願います。

本日が最終日となりますので、よろしく願います。

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成24年第4回長南町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、丸 敏光君ほか3名から、発議2件を受理しましたので、報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第2、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第4、議案第3号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第4号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） すみません、お先に。

こちら、補正予算第4号の10ページ、5款の農林水産業費、農業費のところ、2段目のほうに、一番右端、地域農業整備事業補助金7,080万円とございますが、これの内訳は大体わかっているんですが、2組合、個人で5人、7件で7,080万円の予算を今回組むと、これは全農家参加型をやっていくには必要な金額だと思います。

ただ、ちょっとその点、整備が、支給補助対象の条件が整備されているのかなということでお聞きしたいんですが、例えば大型機械とかそういうものを購入直後に、残念なことに豊栄のほうで亡くなった方がいらっしゃいますけれども、あのように購入した直後にその持ち主が亡くなった場合、それから盗難などに遭った場合、3つ目、組合や個人が負債を負って差し押さえられた場合、4、購入後の転売、どうしても機械の調子が悪いとか、転売をすることもあると思うんですね。そういう場合に、でも早期に売ってしまうと換金に見られたりということも考えられるでしょうから、こういうところについて条件整備が提示されて助成されているのかということで、これがこの4点について問題なく、条件が提示されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 農業推進室長、御園生 明君。

○農業推進室長（御園生 明君） それでは、ご質問のまず最初の補助の基準でございますけれども、交付の基準につきましては、基金条例、補助金交付規則、要綱に基づきまして補助してまいります。その要件といたしまして、県、国の施策の生産目標数量を達成している者で、担い手でありまして、実施計画書を提出していただき、今後5年間達成されること、また経営面積を30%増加させるなどの条件が付されてございます。また、達成されない場合には、交付規則等によりまして、返還ということになります。

また、機械施設整備に関しまして、国の高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を基準といたしまして、山間地域である長南町を考慮いたしまして基準を設置しております。また、補助率につきましては50%ということとなっております。

また、今回、この事業を受ける方につきましては、返還を生じる場合には、個人の方々に誓約書、連名によりまして誓約書を申請と同時に出示していただくという形をとっております。

死亡の場合ということで、今回、そういう大規模農家の方々も今年亡くなっております。その関係もございまして、亡くなった場合にも連名ということで今お話ししましたが、本人と後継者、そういう方々の連名により誓約書を提出いただきますので、事業達成がなされない場合は補助金返還ということとなります。

差し押さえ等の関係につきましては、規定の中には設けてございませんが、差し押さえ等に関しても今後規定の中で決めてまいりたいと。また、転売につきましても、やはり今回、細かな規定の中に定めておりませんので、今後、決めて検討していきたいということでもよろしくお話ししたいと思います。

盗難につきましては、やはり個人財産の管理ということで、その辺につきましては個人管理という形の中で処理していただきたいと考えております。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） わかりました。

ただ、盗難の場合、保険などに入っていて、個人管理って、次、また補助金で買ってくれとか、そんなことにならないでしょうけれども、やはり保険に入っていれば、耕作予定のところがまた急遽もう1台借りてきてでも買ってでもできるでしょうから、盗難に関しても個人管理と言わずに、その要件とかあったほうがいいかなと思います。

以上、4件について、ないものについては今後整備していただくということですので、ぜひ、こういう心配もあります、特に大型案件でありますので、こういうところに気をつけていただいて助成をしていただきたいと、このように考え、要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今、森川議員と同じ項目の質問というかお尋ねでございます。よろしくお話しします。

本件は私の所管でございまして、所管の人間がまたここで聞くというのもあれなんです、先日の委員会協議会で聞き逃したところもあるので、この場をかりまして再度お尋ねをするところでございます。

森川さんが先に聞いていただいたので、ちょっと重複する点もあるかもしれませんが、お許し願います。

総額、基金5億円ということで、1人にすれば5万5,000円、一家にすれば15万6,000円ぐらいの基金を積み立てていって、最高で1団体に5,000万円の補助金を落としていくということで、この補助金がどのぐらいのランクの補助金なのか、もっとでかい補助金があるのか、あったのか、これが最高なのか、またその辺も後でいいですからまた教えていただきたいと思いますが。

一般質問でお聞きした出産祝い金の10万円とは全く桁が違う総額5億円の補助金であります。1団体最高5,000万円の補助金を、この行政を進めていくについて法律とか条例の法規に基づくことなく行政機関の内部規定である要綱に基づいて進めていくことは、2日前にも昭和45年に古い実例があるということでお話もありましたが、平成12年に施行された地方分権一括法により自治体の条例制定権は大幅に拡充をしているところがございます。結論から言えば条例化をすべきだと、要綱を、そう考えるのでございます。

本町の補助金行政はほとんどが要綱行政だというような感じでも見ておるんですが、要綱の話については今後の話としますけれども、この金額を要綱で5億を出していくということは、ちょっと外部の視察とか問い合わせ

わせに対して、本町は要綱で5億出すんだよと、ちょっとこれなかなか説明がしにくいし、感じがあるなどというのが感想でございます。

次に、補助金の各論ですけれども、一つお尋ねしたいのは、不正受給、不正に受給するケースはないことはないであろうと、見つかったから返せばいいというような発想では、これはちょっと困るなどということであり、性善説ばかりが通るわけじゃなくて、その逆のことも考えておかななくちゃいけないだろうということであるのでございます。

地方自治法14条第3項に罰則規定がございます。「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科す」というようなことを条例であれば盛り込めるわけです。ぜひとも、この高額な金額の補助金でございますので、不正に受給をするということがないとは言えないと思うんですね。ですから、万が一のためにこういう決まりを取り込んでいただければどうかというわけであり、罰則規定を設けずに不正が発覚した場合に、どのような対処をするのか、また責任はだれがとるのかというのはいろいろまたあるかと思っておりますので、この辺も検討をしていただかなくちゃいけないというように思うところでございます。

次に、一般的な疑問ですが、先ほど森川さんの質問に補足するような形になりますけれども、例えばの話、一般的な感じで、中古の機械は買えるのかとか、個人売買、業者売買がありますけれども、そういうことはどうなのかとか、機械購入または施設の工事につきまして、見積もり合わせでいくのか、入札でいくのかとか、好きな相手だけを見積もりとっていくのかとか、その辺がちょっとお聞きしたいなというのもありまして、それから先ほどの死亡とか倒産、廃業、特に個人経営の場合、そういうことも起き得るわけで、先ほどご回答いただいておりますけれども、この辺が明確に文章で今後考えていくという話もありますけれども、決めておかなければ、考えられる範囲は決めておかなければいけないんじゃないかなと、レアケースで決めてなかったということがあるかもしれませんけれども、そう思うところでございます。

それから、個人や団体が合併統合したと、途中から合併したんだとか統合するんだとか、廃業じゃなくて進歩的な方向に行った場合、その団体にまたどういふふうに対処していくんだらうとか、そういう問題をちょっと頭の中で出てきました。

それから、盗難の問題もありますけれども、買ってすぐ故障しちゃったとか、ひっくり返ってもう使いものにならないとか、いろいろなケースがあるわけで、またこれは十分ご検討いただくとはいえますけれども。

それから、一つ気になっているのは、多分、これはもう審査が終わってその金額が予算上に計上されておるんだと思います。審査はだれがやっているのかということ、それからその内容を聞かなくちゃわかりませんが、世間からお手盛りだというようなことがあってはいけないわけで、その辺ないように十分補助金の審査等はしていかななくちゃいけないということを思います。その辺がまた何かお考えがあればお聞きしますけれども。

それから、大口の個人農家と営農組合がどこかでバッティングしているようなところもあるかと思っておりますけれども、いずれのほうにも補助金を出していくわけでありましょう。営農組織の育成ということの立場を考えますと、なかなか育成との関係で問題というか考えなくちゃいけないとかいう点もあるのかなとちょっと思ったところでございます。

いろいろ今まで、今申し上げましたけれども、ここで即云々というわけにもいかないこともあるかもしれませんが、また箇条書きで別途質問というか、要望しても構いませんので、この辺十分検討をしていただいて、ほかの町民から指を指されないような補助金を支給をしていっていただきたいと思うのであります。

ご回答があれば伺います。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 農業推進室長、御園生 明君。

○農業推進室長（御園生 明君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきますが、まず条例化でございますが、町の補助金につきましては大小ございますが、補助金交付規則に基づきまして交付要綱を設置し、交付しております。要綱により基本的な事項を規定し、補助金等の交付の適正化を図っております。このような予算審議をされまして交付となることから、条例化については考えておらないということをお願いしたいと思います。

続きまして、不正受給の関係につきましては、この補助事業も手続きをとっております。補助金の交付要綱に従って助成をしていくわけでございますが、その手続きの段階といたしまして、実施計画書を提出していただく、また交付要件の確認とヒアリングということで、申請者との打ち合わせと申しますか、ヒアリングを実施してまいり、生産調整の現地確認ということも中に行いまして、町の推進協議会の審査会で協議され、また協議会で承認され、町に補助金申請をしていただくという段階を通りますので、そういう段階の中で不正受給はないと考えられますが、その辺は十分検討していかなければならないと考えております。

〔「審査会と協議会をという……」と言う人あり〕

○農業推進室長（御園生 明君） 審査会と協議会、ただいま申し上げましたけれども、町の協議会、長南町地域農業推進協議会を昨年の11月に発足させまして、今回の全農家参加型農業の施策を検討してまいりました。18名、17名の方による委員で構成され、昨年協議されまして、この4月、この全農家参加型の新しい支援策を、補助金要綱を設置しまして実施しているところでございます。

また、審査会につきましては7名の方々の委員をお願いしまして、委員のメンバーでございますが、県の指導機関でございます農業事務所を初め、JA長生さん、また大規模農家の方々の代表、3営農組合の代表の方々、また生産物の組合の代表者という中で7名の方々に審査会を組んでいただきまして、この補助事業の審査ということで当たっていただいております。最終的には、審査会を経まして、その後、町の協議会に提出いたしまして承認をいただき、町のほうに申請をしていただくと、そのような段取りとなっております。

続いて、中古の機械の関係でございますが、県の補助事業に絡みますけれども、事業の対象が新品、中古ということでなく、新品を購入する場合の助成となっておりますので、原則として新品を購入される方と、それに対しまして見積もりは2社以上から見積もりを徴して申請をしていただくという形をとっております。

あと、大口農家と組合の、同じ地域で会が同じ場合ということでございますが、やはり町は営農組織をつくっていくという形を目指しますので、できない、ない地域につきましては、大規模農家の方々に集積をしていただきますけれども、将来的には営農組織を目指していただくということで、営農組織に皆さんが協力して立ち上げていただくと、その核になるのがやはり大規模農家と考えます。大規模農家の方々がやはり中心とならなければ組織のほうはできていきません。また、集積も大規模農家の方々が集積されておりますので、中心になっていただくという考えの中で、組合に、地域の組織ができた段階では、組合に助成をしていくという考え

方で、地域内の大規模農家も営農組織の一員となって活動していただくという形をとりたいと考えておりますので、組織ができた地域については大規模農家には助成はできないという考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ちょっと私もこれに反対するものではないんですけども、またこの各充て職で委員会のメンバーにもさせていただいておって恐縮なんでございますが、この機会を逃しますと、あと、機会は余りないものですからお聞きをしておるわけでありませう。

先ほどの補助金の関係で、先ほども言ったとおり、どうも要綱行政がまかり通っているというようなことで、要綱等は個人の条件を制限できるものではありませんし、言ってみれば内部規定だということで、自治法でも条例を定めなさいと、もしくは規則にちなさいと、その補完として要綱が出てくる分には別にこれはいいだろうし、職員内部の決め事を要綱でやる分にはこれくらいはというようなことでありますけれども、どうしても、委員会でもちょっと言ったんですけども、金額が非常に高額なものですから、まあ変な例として言ったんですが、8,000万円の機械を買おうと、じゃ4,000万、4,000万で、町が4,000万出せばいいやと、じゃ、ちょっと業者に言って1億の見積もりをつくらせろと。で、1億で買おうと、業者からは1,000万円返してくれというような話で、で、8,000万だったということなんですけれども、個人負担は3,000万で、町から5,000万もらっちゃえというような悪巧みというか、まあこんなことする人はいないんですけども、業者もいろいろいますし、業者も売りたい、もうけたい、この際だというようなことがあるんだと思うんですね。

ですから、これを防ぐため、足かせをやっばりかけておかないと、1円たりとも、公金が出ていくわけですから、そこに足かせをかけておいて、不正をしてもらっちゃ困りますけれども、させないと。それには先ほどから言っているとおり、自治法によれば、規則もしくは条例じゃないと足かせの罰の条項は設けられないと思うんですね。だから、ここは条例でやるべきだと言っているわけで、なおかつ2分の1が5,000万だと、最高大口何千万だという決まりが要綱にあるわけなんですけれども、その金額が議会を経ないと、議会の議決を経ないと、ただ今日のこの審議で通ったからいいんだというようなことは、これは全く好ましくないわけです。条例の段階で、我々の意見、皆さんの意見があって、それを出していく分についてはもう反対に、予算なんか賛成、反対じゃなくたって、もう条例通しちゃったんですからいいとは思うんですけども、それを今日の議決で、もう予算が通ったからいいんだというようなのは、これはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですね。

ですから、私は本件に限らず、補助金というものは1円から出ていくものもあるわけなんですけれども、金額と目的と罰則等は条例でつくり、その残りを条例に書く必要はありませんから、規則、要綱等で運用の方法を定めていくべきだということを言っているわけで、これがまた要綱行政については先ほども言いましたけれども、またどこかで質問をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あとの、各論で、中古、新品だとか、2社以上だとか聞きました。あと、営農組合と大口農業も、営農組合を育てていくんだという発想で了解をしました。

あと、さっきの審査7人ということで聞きますと、県、JA、あと営農組合と考えてみますと、JAも農機が売れるなど、もうかつちゃうなど。営農組合も農機買ってもうかつちゃうなど。それから、大口で、議員さんもいるかわかりませんが、もうかつちゃう。僕はそこでお手盛りになって、ほかの人から指を指され

るようなことがあってはいけないと、こう考えているわけですね。ですから、その辺、また直せることがあるのであれば、もう委員会で言ったんですけれども、じゃ、よその町の農業者でも呼んできてやればいいんじゃないのと、ちょっと冗談まじりに言ったんですけれども、どうしても農業は特殊な事業ですから、ほかの人はだれもわからないわけですね、農業やっていないとわからないというのはわかるんですけれども、どうもその辺が外部から指摘を今後受けていく可能性があるんで、ちょっと今回お尋ねをしました。そんなわけで、終わります。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、森川さんと加藤さんから同じような質問でただされているのを見ますと、非常にまだ不備な点はございますので、要綱と条例の関係についてはちょっとわきに置きますけれども、ほかの内容についてはさらに詰めていきたいと思えます。

私も常に決め事をつくれと、条例をつくれないと、決め事をつくれということで担当に言っていますけれども、決めたものをよしとした場合はこれは一つのあれとしてもう執行できるわけなんです。これは条例化ということじゃなくして、そういうことで、ただ決められた事項が不備な点があります。今言うように、不正という問題を一つ聞いていても、そうかといって今の審査の方々、そして協議会でチェック、これはもう私は最高だと思うんですが、これをさらに不正がないようにしろといったらどういうふうにするか、ちょっと補助金が出せないんじゃないかと思うようなところもございます。

やっぱり信頼関係があっても当然ですけども、ただ県と農協さんと生産者の代表とか、そういった人たちが決めて審査会でよしとしたものを、今度は協議会でチェックしていただいて、それで出てきたものを採用ということで決定しているわけなんです。ですから、これ以上のことをやる、不正という、これ以上のことをやるといっても、ちょっと今の段階ではいいあれないんです。

加藤さんもおっしゃっているように、農業の関係については非常に難しいと、特に機械や何かのことも難しいということであるわけでございますから、そういったことで、これは信頼関係を持たないといけない面があると私は思っています。

そういったことでいろいろ問題がまだございますので、検討は十分させていただいて、指を指されないような補助金を執行していきたいと、このように考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） まず、9ページの過疎対策費の中の160万の追加、デマンドタクシーということでございますけれども、非常にいいことでありまして、160万ということで、この内容をちょっと教えていただきたいと思えます。ということは、特にどの地域が多くて、どの辺の距離の人が乗ってられるのかなということで、これをまず1点伺います。

それから、2点目は、都市計画費、10ページなんですけれども、圏央道開通に伴いますイベント、これにそれぞれ報償、11需用、14使用料、19負担金補助及び交付金、これらをひっくるめまして約154万円ほど補正しているんですが、このもう少し具体的なことを教えていただきたいと思えますし、なおまた、イベントの実行委員会のようでございますので、これらをどのような形で立ち上げて、どういうふうに関後運営していったら、

まあどのくらいの、何回ぐらいの開催を考えているのか、これを詳しく教えていただきたいなと思います。

なお、11ページの5項の保健体育総務費の、19節負担金及び補助金で10万円、これはスポーツ競技大会出場補助金ということで、何かちょっと長南の長谷川選手ということでございますけれども、私は薄々ちょっとうちの家族に聞きました。その内容がよくわかりません。特に国体に出るだとか、そのくらいの実力のある方だそうでございますけれども、この辺をちょっと具体的に教えていただきたい。わからない人もいます。私もわかりませんから、よろしくをお願いします。

この3点。

○議長（松崎 勲君） 1点目、政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） それでは、過疎対策費の予約制乗り合いタクシー、160万円の補正の関係につきましてご説明をさせていただきます。

試行は今年の1月から行ってございまして、11月分はまだ集計ができておりません。10月までの分で申し上げたいと思います。特にデマンド関係でございますけれども、新年度4月からの1年間の予定で、乗車利用者数は2,000から2,500というようなことで、2月の当初予算の説明のときに予想したというふうに記憶しております。

状況といたしましては、倍以上の利用という形になっております。デマンドだけで申し上げますと、5,000から6,000人、そのかわり巡回バスのほうは2台から1台にしたというようなことで、前年よりも3,000人ぐらい減るのではないかなと、6,500前後かなと、これは巡回バスのほうです。合わせますと、両方で、1万2,000から1万2,500人のご利用をいただけるのかというふうに予想をいたしております。経費につきましては、巡回バスとデマンドと合わせまして、前年と比べ100から150下がるのではないかなというような見込みで、これから寒い1月、2月、3月の利用がどういう形で出てくるか、初めてのことでございますのでわかりませんが、そのような見込みになっております。

あと、利用者の内容的なものでございますけれども、午前中の利用で、お医者さん、通院が多いということです。利用者の年齢的なものにつきましては、75歳以上から90歳ぐらいまで、65歳から70歳というのはさほど利用されていない。要するに、車が自分で運転ができなくなった、あるいは女性の車の免許を持っていない方のご利用がデマンドのほうについては多いというふうに考えております。地区別につきましては、一番多いのは長南地区でございます。続きまして、西地区、そして東地区、豊栄地区につきましては茂原に近い、またこちらのほうに逆戻りするというような形で、一番利用が少なくなっております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 2点目、地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、都市計画費のイベントの経費のまず詳細についてご説明したいと思います。

今回、154万円補正をお願いしております。内訳につきましては、町の単独のイベント費が100万円、それと長生郡市の合同のイベント等経費ということで54万円、合わせて154万円ということです。それで、町の単独イベントについてご説明したいと思いますが、これにつきましては、茂原長南インターをメイン会場といたしまして、町民の方に圏央道を歩いていただく、ある一定の区間を決めて歩いていただく、そのときにいろいろ

豚汁とかその辺を差し上げたいということで、8節から14節まで100万円のお願いをしております。

まず、8節の報償費40万円なんですけど、これについては参加された方に記念品もできれば差し上げたいということで記念品代、またはアトラクション、よさこいとかその辺の報償費を含めまして40万円。需用費の25万円につきましては、消耗品、いろいろ器だとかそういう細かい消耗品が15万円、食料費といたしまして、これは来賓の方にお弁当代等の5万円、あと材料費、これは食材費でございますが、5万円は豚汁等の食材ということでございます。14節の使用料及び賃借料35万円でございますが、これにつきましては車の借り上げ料ということで、駐車場からインターまで会場までの送迎のバス、一応10台分を見込んで35万円ということでお願いをしております。

続きまして、長生郡市の合同イベントの負担金でございますが、これを54万円、これは茂原北インターをメイン会場といたしまして、長生郡市1市6町村が行います。それで、経費的には総額470万円を見込んでおりまして、茂原市が94万円、その他の町村が54万円の負担ということで、これは既に担当者レベルの協議で決定した計画でございますので、これをお願いする次第でございます。これも、合同のイベントにつきましても、イベントの内容はやはりウォーキングで、今考えているのは茂原北から茂原方面の県道の千葉茂原線までの約4キロを一応歩いていただくということで、あとは各市町村の特産物の販売とか、いろいろアトラクション、その辺を今詰めております。

それで、実行委員会の関係ですが、長生郡市合同の実行委員会の負担金ということで54万円、これにつきましては来年の1月25日に設立を予定しております。実行委員会の会長は茂原市長さん、副会長は本町の長南町と長柄町の首長ということで予定をされております。また、町の実行委員会もそれにあわせて設立したいと考えております。内部協議1回やっております、一応会長には副町長になっていただいて、これから詰めていきたいと思っております。郡市の実行委員会は既に担当者レベルで4回ぐらいの協議をしております。

簡単でございますが、イベント関係については以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松崎 勲君） 3点目、生涯学習室長、浅生博之君。

○生涯学習室長（浅生博之君） 保健体育総務費のスポーツ競技大会出場補助金につきましては、11月の広報にも掲載されましたが、長南在住の長谷川靖さん、パワーリフティング、まあ重量挙げに似た競技でございますけれども、この方が12月、今月でございますが、アジア大会、インド開催でございますけれども、日本代表といたしまして、インドへの渡航費、宿泊費、参加費、おおむね35万程度かかるようではございますけれども、これがまた全部個人負担ということで、そのうちの一部10万円を補助するものでございます。

まず、もう少し細かいことを言いますと、今年の9月に日本でパワーリフティングの選手権大会がございまして、83キロ級で日本で2位になりました。これを受けまして、インドで行われるアジア大会の日本代表に選ばれました。それで、日本から30名参加、うち千葉県から4名参加となっております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） それでは、イベントの関係なんですけれども、非常に住民が期待してまして、俺なんかひとつ、ぜひ一度初めに行ってみたいなということを言っているんですよ。聞かれるんですけど、バス10台をチャーターして、それで皆さんをそれぞれのところに送ったり、歩いたりさせるようでございますけれども

も、期待が非常に大きいだけに安全をもってやっていただきたいというように思いますし、またPRもひとつ十分に行っていただきたいなというふうに感じます。これはひとつお願いしたいと思うんですが。

次に、パワーリフティング、これに長南の長谷川さんという、私、家を言ったほうがいいと思うんですけど、長谷川床屋さんのせがれさんだそうですね。ちょっと広報でも私は実は見たんですけども、内容がよくわからなかったものですから質問させていただきました。このようなことは非常に名誉なことでありまして、ぜひこういう方が長南からいっぱい出ていただくような、そういうようなことを期待したいと思いますけれども。大変ご説明いただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 初日の5日の日に、内容の説明が担当のほうからあったかもしれませんが、4ページの地方債の補正の関係で、過疎対策事業がその起債の限度額が2,000万ほど、限度額がマイナスになっておるといふ、その内容の説明はされたのかどうか、ちょっと私記憶がないんですが、それと今、11番議員さんがデマンドタクシーの関係で、160万のこれは財源が一般財源ですから、財源の出どころは違いますけれども、片方は補正増で、片方はこれは国からの起債の限度額ですから、2,000万ほど減っているその理由と申しますか、意味合い、それは説明はされていましてでしょうか。

その確認と、もう2点、ちょっと端的に言いますけれども、もうどのくらいになりますかね、2カ月ほどぐらいいなくなりますか、あの地デジの関係でNHKのほうから各戸ごとに、難視の関係の調査か何かの依頼がありましたね。難視ではなかったでしたっけ、各戸ごとに、各戸に。

それで、担当の荒井室長にしてみれば、それをどんどん出してくれということをお願いしておるんですけども、その現在の回収率というかな、何かその後のNHKに対するアプローチ、あるいはNHKが返ってくるそのおいしいものだと思うんですけども、その辺の進捗をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、11番議員さんとまた質問をしようと思って、ちょっとかぶりますけれども、圏央道のイベントの関係、これも十分答弁していただいたから結構なんですけど、私がお世話になった当時の議長さんを頭に、茂原長南インターチェンジが仮称だったものを、今、茂原北インターチェンジに、行政報告でも町長、初日にやりましたよね。その点に行政報告で触れていましたので、どうだろうかと、決定はいつごろ見られるのかなというふうな……。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、まず、過疎対策事業の中の過疎債の関係についてご説明申し上げます。4ページ目をお願いします。

過疎対策事業として、過疎対策事業の起債を当初1億4,500万円行おうということで当初予算で説明をさせていただいたところなんですけど、今回、今年度の事業分について2,000万ほど国の補助が多くもらえることになりましたので、その分、起債を2,000万減らして1億2,500万円を今年、今年度借りるということで補正をさせていただいたところでございます。まず、それが1点目の地方債の補正に関するところでございます。

もう1点、この地デジの事業で、難視の区域の方々にNHKからの助成、1世帯当たり2万8,000円ですが、助成を受けるために管理票の提出をお願いしております。今、回収率は72%と非常に結構高い数字で回収をさ

せていただいております。23年度の分については80%、上げていないところには職員が各戸に回って説明をして、またもらうようなこともしましたので、大体、去年23年度は80%にも到達しておりますが、今回は職員が訪問する前に72%へ行っていますので、結構高い数字がいただいております。今後、この72%をもうちょっと向上させるために、出されていないお宅には職員が回ってこの事業の説明をして、1万円でも多くNHKからの助成をいただきたく努力していくところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3点目、地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 圏央道のインターチェンジの名称の関係でございますが、今月の3日の5時に正式に決定となりました。上のほうから、今回、東金から木更津東までのインターが正式に決定したわけなんです。東金の上のほうからいいますと、まず東金インターチェンジ・ジャンクション、これは仮称と同じ名前前で決定いたしました。その次が茂原北インターチェンジ、これも仮称と同じ名称で決定となりました。次に、本町にある茂原南インターチェンジ、これも仮称と同じ名称ということで決定となりました。その次が、今までは仮称で市原南インターチェンジ、これが市原鶴舞インターチェンジとなりまして、あとは木更津東インターチェンジ、これは既に供用開始しておりますところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、議案第7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） 2番、鈴木です。

株式会社佐久間の操業遅れの件について伺います。この操業が遅れている要因と、そして操業確定日がわかれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ガス事業室長、岩崎 彰君。

○ガス事業室長（岩崎 彰君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

1点目の、佐久間の遅れた原因ということでございますけれども、23年の2月に県の建築立ち入り調査がありました。既存の建物の調査をしたわけでございますけれども、既存の工場の建築物が一部建築確認がとられていないところがございます、その改修をするということで改善の指導がありました。一級建築士と相談の上、工事を進めておったということでございますけれども、やはり設計図書がもともとないものを、また図面を引き直しするとか、そういう手間がかかったということでも聞いております。その建築確認をとっていないものの建物を取り壊すということになりまして、その取り壊しにも日数がかかったと、また、以前、旧アオキが創業時に設置しておりました大型のプレス機が工場の中に残っておりました。その解体にも日数を要したということです。その解体後、外国に輸出するというところで結構手間がかかったということと、基礎にかなりの大きなコンクリートがあって、その取り壊しにも日数が要したということです。

また、もう一つは、その改修工事を施工を行う業者の手配にも遅れがあったということなんですけれども、やはり東日本大震災の関係もありまして、なかなか業者が見つからないということもあったということ聞いております。

また、もう一つは、電気設備の機械、新たに入れることになったんですけれども、またその調達もやはり震災の関係で日数を要したということで、ちょっと数々の要因があったということで1年遅れてしまったということでございます。

それから、操業の開始の日程ということでございますけれども、今月、実は12日にガスの開栓を行う予定であります。また、県の最終的な審査もあるということでございますけれども、1月から操業を開始すると、段階的に茂原市から機械を持ってきて操業を開始するというところでございますけれども、既にもう数台の機械は入っているということでございます。

以上です。

○2番（鈴木喜市君） 了解しました。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 私も同じような、重なりますけれども、前回説明いただいた中で、収入が5億5,630万、支出は5億5,790万3,000円、引くと160万3,000円の赤字ですよ。では、佐久間さんが、今、鈴木議員が質問されたように操業日が遅れた、あるいは設備投資したとかそういうものの中で、いろいろやりくりしたと聞いたんですよ。聞いたんですが、実際には遅れたことによってどのくらいの費用がかかったというか、収入が見込めなかったというよりは影響があったのかなと、細かい数字では述べられないとは思いますが、およそ300万円ぐらいちょっと予定よりはお金がかかったとか、その概算的にはどの程度の影響があったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ガス事業室長、岩崎 彰君。

○ガス事業室長（岩崎 彰君） 佐久間の遅れでガス事業に何か損失があったかということでございますけれども、今年度につきましては収入がなかったということで、特に支出も佐久間に関しては今年度についてはしておりませんので、売上げがなかったということで支出もなかったということです。特に損失はございません。ガス事業全体の売上げがなかったという話になってしまうことでありますけれども、実は昨年度にガスメーターだけはもう設置してございましたので、約300万ほどかかったかと思っておりますけれども、ガスメーター分が昨年度の23年度の予算の中で先行で投資しているという、そういう形になっております。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 確認ですけれども、要するに8,125万円売上げ減ったけれども、それを売上げといっても利益がないから、かわらないということで理解してよろしいですか。

○議長（松崎 勲君） ガス事業室長、岩崎 彰君。

○ガス事業室長（岩崎 彰君） そうです。当初見込んでいたものがゼロになったという、そういうことでございます。

○3番（森川剛典君） 了解しました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号及び第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10、発議第2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでを一括議題とします。

発議第1号及び第2号の提案理由の説明を求めます。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） それでは、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

及び発議第2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

発議第1号及び発議第2号につきましては、平成24年9月5日に地方自治法の一部改正が行われたことに伴い、一部改正をお願いするものでございます。

発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容といたしましては、今まで地方自治法に規定されていた事項が条例に委任されたことにより、第7条第1項から第3項までを追加するものです。

また、第12条の見出しを（委員長、副委員長及び委員の辞任）に改め、第12条第2項を「2、委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては議長が許可することができる」に改めさせていただくものです。

続きまして、発議第2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての内容といたしましては、地方自治法の一部改正により引用条項にずれが生じたため、第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改め、第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めさせていただくものです。

施行は、発議第1号第2号ともに、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日からとさせていただきます。

以上、発議第1号及び発議第2号の内容について申し上げましたが、議員の皆様方には本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 以上で一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 長南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成24年第4回長南町議会定例会を閉会します。

皆さん、長時間にわたりご協力ありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

（午後 4時17分）